

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間一覧(法令)

担当課	処分庁	法令名	根拠条項	許認可等の事項	審査基準				標準処理期間			備考	
					設定状況	審査基準の名称	審査基準の公表状況	URL	未設定の場合の理由	設定状況	合計期間		未設定の場合の理由
学事・私学振興課	学事・私学振興課	学校教育法	第4条第1項	私立学校の設置廃止、設置者変更等の認可	設定済み	学校の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準(内規)	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	60日		
学事・私学振興課	学事・私学振興課	学校教育法	第4条第1項	その他政令で定める事項(施行令第23条) ②私立高等学校の学科の設置廃止 ③特別支援学校の幼稚部、小学部、中学部又は高等部の設置廃止 ⑤特別支援学校の高等部における通信教育の開設廃止 ⑪高等学校の広域の通信制の課程に係る学則の変更 ⑫私立の学校・各種学校の収容定員に係る学則の変更の認可	未設定				法令に基準あり	設定済み	60日		
学事・私学振興課	学事・私学振興課	学校教育法	第130条第1項	私立専修学校の設置廃止、設置者及び目的の変更	設定済み	私立専修学校・各種学校の設置認可に関する審査基準(内規)	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	60日		
学事・私学振興課	学事・私学振興課	学校教育法	第134条第2項	私立各種学校の設置廃止、設置者及び目的の変更	設定済み	私立専修学校・各種学校の設置認可に関する審査基準(内規)	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	60日		
学事・私学振興課	学事・私学振興課	私立学校法	第30条第1項	学校法人の設立(寄附行為の認可)	設定済み	・学校の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準(内規) ・私立学校法の施行について(文科省通達)	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	60日		
学事・私学振興課	学事・私学振興課	私立学校法	第45条第1項	学校法人の寄附行為変更	設定済み	・学校の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準(内規) ・私立学校法の施行について(文科省通達)	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	60日		
学事・私学振興課	学事・私学振興課	私立学校法	第50条第2項	学校法人の解散	未設定				先例なく設定困難	設定済み	60日		
学事・私学振興課	学事・私学振興課	私立学校法	第52条第2項	学校法人の合併	未設定				先例なく設定困難	設定済み	60日		
学事・私学振興課	学事・私学振興課	私立学校法	第64条第4項、第5項	準学校法人の寄附行為等	設定済み	・学校の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準(内規) ・私立学校法の施行について(文科省通達) ・準学校法人の認可基準の解釈及び運用について(文科省通達)	申請者等の求めに応じて提示			設定済み	60日		
学事・私学振興課	学事・私学振興課	私立学校法	第64条第6項、第7項	学校法人及び準学校法人の組織変更	未設定				先例なく設定困難	設定済み	60日		